

第30条の8 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第30条の2から第30条の6までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備に係る基準維持に関する規定である。

これは、少量危険物取扱所における事故が設備の維持管理面の不備に起因するものが多いことから規定されているもので、タンクや配管その他の設備を第30条の2から第30条の6までの技術基準に適合するよう適時点検、補修等を行う必要がある。

なお、この場合、法で定められた点検記録の保存等許可施設と同様の措置までをとる必要はないが、点検結果及び不良箇所の整備結果を記録するよう指導すること。